

重点分野「商業登記等」の基本計画の検討状況					資料3－1
	論点メモにおける指摘事項		法務省からの回答	内閣官房IT総合戦略室/ 政府CIO補佐官の評価結果	改訂版の基本計画への反映内容
1	第1回 (2月15日)	1. 24時間以内の処理実現 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日)において、オンラインによる 法人設立登記(合計約9万件)の24時間以内の処理実現を目指すこととされた(別添1参照)。これ以外の登記の手続件数は約90万件あるが、これらの手続についても、オンライン申請時の処理を24時間以内に完了できるようにすべきでないか。	「新しい経済政策パッケージ」においては、「世界最高水準の起業環境を目指す」と、オンラインによる法人設立登記について、24時間以内の処理を目指すこととされた。設立登記については、その後に必要となる関係官署への届出や口座開設等のために、早期の登記完了を求める事業者のニーズが強いことから、24時間以内の処理を目指すこととされたものである。 また、本年3月からは、設立登記の優先的な処理(ファストトラック化)等により、会社の設立登記を原則として3日以内に完了する取組を開始する予定である。 これらの取組は、設立登記を優先的に処理するものであり、それ以外の登記について24時間以内の処理を行うことは、極めて困難である。ただし、設立登記以外の登記についても、登記の真実性を確保しつつ迅速処理を行うため、業務の徹底的な電子化を図っていくこととしたい。	＜内閣官房IT総合戦略室＞ オンライン・ワンストップ化検討会に出席していただいている。	【反映済み】(基本計画2の1) 前回(3月23日)回答のとおり、まずはオンラインによる法人設立登記について、24時間処理を目指し取組を進めることとしたいが、それ以外の登記の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化についても、平成30年5月に取りまとめられた法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の取りまとめ資料「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」に盛り込まれている。 なお、具体的な検討内容は、同資料の「Ⅳ. オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化」の「(2)デジタル前提の業務の抜本的な見直し(今後さらに深掘すべき事項)」(P13～)のとおりである。
2	第1回 (2月15日)	2. オンライン化の推進 (1)基本計画において、「オンライン利用率の向上を図るために平成29年度中に使い勝手の検証を行う」とされているが、検証結果についてご報告いただきたい。	内閣官房日本経済再生総合事務局を事務局として開催されている法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会において、オンライン申請の場合に、申請書に押印しないにもかかわらず、別途、紙ベースの印鑑の届出が必要なことが、オンライン化の阻害要因として指摘された。 これを受け、商業登記電子証明書(法人の登記情報に基づき電子認証登記所の登記官が発行するもの)を利用する場合に印鑑の届出を任意とする選択制の導入及び必要な法令改正等の在り方について、検討を進めているところである。この点は、「新しい経済政策パッケージ」においても、「法人設立における印鑑届出の義務の廃止」と記載されている。 また、このほか、商業登記電子証明書の使い勝手を改善するため、商業登記電子証明書のオンライン発行請求手続の創設、その取得の手間・費用の負担軽減等についても、上記検討会の指摘を受け、検討を進めている状況である。	＜内閣官房IT総合戦略室＞ オンライン・ワンストップ化検討会に出席していただいている。	【反映済み】(基本計画2の1) 法人設立における印鑑届出の義務の廃止の実現に向けた具体策や行程については、上記1記載の「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」に盛り込まれている。 なお、具体的な取組内容は、同資料の「Ⅲ. 法人設立における印鑑届出を任意とする制度の実現」(P9～)のとおりである。
3	第1回 (2月15日)	(2)現在公表されている対象手続一覧表には、個別手続ごとのオンライン申請件数、オンライン申請率が記載されていない。対象手続一覧表に、全ての手続について、「オンライン申請件数」「オンライン申請率」を追記いただきたい。 ※オンライン化の取組の進捗状況を確認する上での基礎情報として不可欠。	現在の統計システムでは個別手続ごとのオンライン申請件数を出力できない状態であるが、御指摘の問題は当省も把握しており、今後、株式会社の「登記の種類別」ごとに、その件数に加え、「うちオンライン申請件数」を出力する機能を実装する予定である。 なお、統計システムの改修後は、平成28年の件数についても出力可能となるので、改めて「オンライン申請件数」及び「オンライン申請率」を追記したものを公表することとしたい。	－	【未反映】 統計システムは本年6月中に改修を完了する予定であるところ、改修後速やかに個別手続ごとの「オンライン申請件数」及び「オンライン申請率」を追記したものを公表することとしたい。
4	第1回 (2月15日)	(3)デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日)において、マイナンバー制度等を活用して、既に行政機関が保有している情報について、行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃することが掲げられている(別添1参照)。登記においても以下のような添付書類が求められているが、これらをどのように廃止していくのか、現時点での見通しをお伺いしたい。	① 登記の申請書に添付される辞任届、死亡届、株主総会議事録、株主リスト(株主の氏名又は名称、住所、議決権等を証する書面)、就任承諾書、取締役会議事録及び委任状については、「既に行政機関が保有している情報」ではなく、廃止することは困難である(死亡届は、会社に対する遺族の届出で足りる。))。 なお、印鑑証明書及び本人確認証明書については、オンライン申請の場合、添付書面情報に電子署名が付されていれば、そもそもこれらの書面の提出は不要である。 ② デジタル・ガバメント実行計画にも記載されているとおり、現在、多くの行政手続において、登記事項証明書の提出が必要とされているが、これは、会社は登記により法人格を取得し、登記事項証明書が会社の重要な事項を公示しているということを踏まえたものである。そのため、登記は真実であることが強く要請されており、登記の添付書面の削減等については、慎重な検討を要する。また、商業登記は全ての会社・法人情報の基盤となる情報であり、「既に行政機関が保有している情報」を用いて商業登記を行うという関係にもない。 なお、デジタル・ガバメント実行計画にも記載されているとおり、各種の行政手続における登記事項証明書(商業法人)の提出の原則不要化を実現するため、今後、情報連携の仕組を構築する予定である。	＜内閣官房IT総合戦略室＞ オンライン・ワンストップ化検討会に出席していただいている。	【未反映】 前回(2月15日)回答のとおり、登記の添付書面の削減等については、慎重な検討を要するものと考えているが、上記1記載の「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」等に基づき、検討を進めてまいりたい。 なお、行政手続における登記事項証明書提出の原則不要化については、登記情報システムの更改によって、行政機関間の情報連携に柔軟に対応する仕組みを構築し、平成32年度中の運用開始を予定している。

	論点メモにおける指摘事項		法務省からの回答	内閣官房IT総合戦略室/ 政府CIO補佐官の評価結果	改訂版の基本計画への反映内容
5	第1回 (2月15日)	(4)印鑑証明書を求めている登記手続は、電子署名を求めない簡易な形(ID／パスワード方式等)で本人確認を行うべく検討いただきたい。	登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめその印鑑を登記所に提出しなければならない(商業登記法第20条)。そして、登記の申請書にはその印鑑を押印しなければならない。申請書の押印と登記所に提出された印鑑とが異なるときは、当該申請は却下される(同法第17条第2項、第24条第7号)。 このように、登記の申請は登記所届出印をもってその者が登記の申請権限を有するかどうかという本人確認を行っており、全て「印鑑証明書を求め」る手続に相当するものである(登記所は印鑑証明書の発行主体であり、登記所届出印かどうかを判断できるため、印鑑証明書の添付を求めているにすぎない。)。そのため、オンラインによる登記申請には、電子署名の付与が必要であり、これによって不正な登記の防止を図っている。 なお、ID・パスワード方式については、パスワードが盗用されるおそれや推測されるおそれがあり、また、漏えいした場合の影響が大きいなどの様々な問題がある。仮に、登記のオンライン申請についてセキュリティレベルの十分でないID・パスワード方式を採用した場合には、会社以外の者からの不正な登記等を防げないこととなり、会社の乗っ取り、会社財産の窃取、消費者被害等の重大な被害の発生原因となりかねない。 したがって、会社・法人情報の基盤となり真実性の要請が強い商業登記については、ID・パスワード方式の採用は困難である。	(項番13を参照)	(項番13を参照)
6	第1回 (2月15日)	(5)登記に限らず、現状のオンライン申請手続においては、本人確認手段として、商業登記電子証明書を求められることが多い。この発行件数について、昨年(度)の発行件数と、過去からの累積の発行件数について、ご教示いただきたい。	「電子認証利用件数(平成12年10月から)」を報告済み	—	—
7	第1回 (2月15日)	3. 簡素化の取組とコスト計測 (1)基本計画では、削減方策の取組期間が5年(平成33年度まで)とされているが、3年間(平成31年度まで)の取組でできるものはないか。年度ごとの取組スケジュールをお示しいただきたい。	平成29年度 □ 会社の設立登記の優先的処理(ファストトラック化)の実施 平成30年度 □ 「オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化」の実現のためのシステム改修の検討作業 □ 印鑑届出の義務の廃止のための検討作業 □ 商業登記電子証明書の手数料の見直しの検討作業 平成31年度 □ 登記情報システムの更改における二次元バーコードの活用等の開発(平成32年度中の稼働予定)	・「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)	【反映済み】(基本計画2の1、2の5) オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び法人設立における印鑑届出の義務の廃止の実現については上記のとおり。 登記情報システムの更改において、二次元バーコードの活用による受付情報及び記入情報の入力の自動化や処理状況の可視化を行う等の取組を行う(平成32年度中の運用開始)。
8	第1回 (2月15日)	(2)基本計画において、登記におけるコスト計測の対象を「必要な書類を収集・作成し、登記申請を行い、登記の完了後、登記事項証明書の取得(関係官署への提出)までに要する期間を申請1件当たりの作業時間とする」としている。コスト計測の対象としている手続の、現時点の計測結果についてお示しいただきたい。	行政側のコストも含めたコストを報告済み	(項番18を参照)	(項番18を参照)
9	第1回 (2月15日)	4. 個別事項 (1)全部事項証明書に役員の個人住所が掲載されるが、会社の債務履行に関する連絡先としては、会社の本店が適切であると考えられる。個人情報保護、犯罪行為防止の観点から、住所地を掲載されないようにできないか。	株式会社の代表者の住所の登記事項証明書への記載の見直しの当否については、現在、法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会において調査審議されている状況である(別添4 同部会資料13「商業登記の見直しに関する論点の検討」参照)。	—	—
10	第1回 (2月15日)	(2)登記情報の公告について、会社法により、官報や日刊紙または電子公告により行う必要があるが、使い勝手がよくなく費用が発生する(官報では1枠につき36,489円)(会社法第939条第1項)。 電子公告では、官報又は日刊新聞紙の場合と異なり事後の改ざんが容易である等の理由により、電子公告が適法に行われた客観的証拠を残すため、自社ウェブサイト等に公告情報を掲載後、一定期間は法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関の調査を6時間に1度以上の頻度で受ける必要があり、調査委託コストが負担となる(ある調査機関の場合、1公告調査(4か月未満)につき、公告調査委託料は約8万円)(電子公告規則第5条1項)。 自社のサーバーでは改ざんの危険性があるということであれば、例えば、EDINET(有価証券報告書等の開示書類を閲覧するサイト)のような改ざんができないような公共のサーバーを準備し、そこに電子公告を公開する等の効率化が図れないか。	電子公告においては、公告義務の履行に瑕疵がないことを立証する手段を確保させるために、公告を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、システム障害等がなく、公告の内容である情報がウェブサイトに掲載されているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないこととされている(会社法第941条)。 このように、調査機関による電子公告調査の制度は、電子公告が適法に行われたかどうかについて、官報又は日刊新聞紙と同等の客観的証拠を残すためのものであり、第三者的立場である調査機関が、改ざんされることのないように配慮された電子計算機等を用いて、適正な実施方法に基づき電子公告調査を行う必要がある。なお、調査委託費用は、電子公告調査機関の経営判断の下に定められるべき事項である。 改ざんすることができない公共のサーバーを利用した電子公告の効率化については、調査機関の調査を不要とするに足りるだけの安全性等としてどの程度のものを必要とすべきであるかや、そのような安全性等を備えた公共のサーバーを準備する実現性等を踏まえて、慎重に検討する必要があると考えている。	(項番17を参照)	(項番17を参照)

	論点メモにおける指摘事項		法務省からの回答	内閣官房IT総合戦略室/ 政府CIO補佐官の評価結果	改訂版の基本計画への反映内容
11	第1回 (2月15日)	(3)公表されている様式が使いにくいとの声がある。	御指摘を踏まえて見直しを行うこととしたい。	－	【反映済み】(基本計画2の3) ホームページ掲載様式を修正済み。なお、登記の申請書及び添付書面の記載例は、引き続き、随時見直しを行う予定である。
12	第2回 (3月23日)	1. 24時間以内の処理実現(役員変更登記等) 役員変更登記等は、中小企業を含む大多数の法人が定期的に行うものであるため、迅速な処理が望まれる(仮に法人設立登記を優先的に迅速処理する一方で、他の登記を劣後させるという趣旨であれば、多数の法人にマイナスの影響が出かねない)。 前回の当検討チーム(2月15日)において、貴省からは「業務の徹底的な電子化」を方針とされているとの回答を得ているところでもあるが、役員変更登記等は、既に24時間以内の処理を目指すこととした設立登記に比べて確認事項が少なく、より迅速な処理が可能と考えられる。 日本経済再生本部の下に設置されている法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会でも設立登記について同様の議論がされているが、内閣官房IT総合戦略室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、役員変更登記等についても事務処理の自動化を導入し、24時間以内の処理を目指すべきではないか。	まずはオンラインによる設立登記について、24時間以内を目指すこととされたことから、これを実現するために、必要なシステム開発や印鑑届出の義務の廃止等の制度改革を行っていくこととしたい。 ただし、設立登記以外の登記についても、登記の真実性を確保しつつ迅速処理を行うため、業務の徹底的な電子化を図っていくこととしている。具体的には、平成30年度から実施予定の登記情報システムの更改において、以下のような業務効率化(自動化)施策を実施予定である(平成32年度中の稼働予定)。これらの施策は、役員変更登記等についての適正迅速処理に資するものである。 ○受付登録の自動化 ○商号調査の効率化(自動化) ○申請情報と登記情報の自動突合による調査工程の簡略化 ○申請情報を用いた登記事項の自動作成機能	・「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定) ・平成30年度から実施予定の登記情報システムの更改については、法務省CIO補佐官の評価を受けている。	【反映済み】(基本計画2の1) 前回(3月23日)回答のとおり、まずはオンラインによる法人設立登記について、24時間処理を目指し取組を進めることとしたいが、それ以外の登記の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化についても、平成30年5月に取りまとめられた法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の取りまとめ資料「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」に盛り込まれている。 なお、具体的な検討内容は、同資料の「Ⅳ. オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化」の「(2)デジタル前提の業務の抜本的な見直し(今後さらに深掘すべき事項)」(P13～)のとおりである。
13	第2回 (3月23日)	2. 電子化・オンライン化の推進 (1)本人確認手続の簡素化 内閣官房IT総合戦略室に聴取したところ、電子署名を用いなくても、セキュリティに配慮したID・パスワード方式が技術的に可能と聞いている。内閣官房IT総合戦略室が3月末に示す予定のデジタル社会における本人確認方法見直しガイドラインを踏まえて、同室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、商業登記においても、ID・パスワード方式を検討されたい。	前回(2月15日)ヒアリングでも回答したとおり、会社に法人格を付与して、その登記事項を公示するとともに、会社代表者の印鑑証明書及び商業登記電子証明書を発行している商業登記については、真実性の要請が強く求められ、ID・パスワード方式の採用は困難である。 セキュリティに配慮したID・パスワード方式であっても、情報が改ざんされていないことの確認はできず、非改ざん性の証明は電子証明書のみで可能であると理解している。そのため、改ざんされた情報に基づき、不正な登記が行われた場合の悪影響が大きい商業登記については、電子証明書を活用することが相当である。 なお、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)の「法人設立における印鑑届出の義務の廃止」においては、紙ベースの印鑑を提出しない者については、商業登記電子証明書の取得請求を行うことを許容する選択制へ見直すことを前提としている。そのため、印鑑届出の義務の廃止と併せて、商業登記電子証明書の使い勝手の向上策についても、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会で取り上げられているところである。これらの施策を早期に実施する必要があるとされている状況の下では、ID・パスワード方式の導入の検討は、困難である。	「デジタル社会における行政手続の本人性確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドラインについて」(2018年5月29日内閣官房IT総合戦略室)	【未反映】 左記ガイドラインに照らしても、商業登記における本人確認のレベルは「厳格」に該当するため、これまでのヒアリングでも回答したとおり、ID・パスワード方式の導入の検討は困難である。
14	第2回 (3月23日)	(2)添付書類ゼロ 入札・契約(物品・役務)の簡素化(①申請書記載事項への一本化、②バックヤード連携、③入手可能な公開情報は改めて求めない(財務諸表)等)における「添付情報ゼロ」を参考に、添付書類の削減に向けて検討すべきである。 例えば、死亡(既に行政機関が保有する情報)による役員変更届は、バックヤード連携があれば不要ではないか。また、株主リストは、例えば、公開会社等においては電子開示システム(EDINET)における有価証券報告書上の「主要株主の状況」等として入手可能ではないか。	死亡届については、実務上、戸籍や住民票ではなく、遺族の作成した届出という簡易な書面が多く利用されているところであるため、情報連携の仕組みについては、費用対効果も踏まえ、検討させていただきたい。 株主リストについては、そもそも有価証券報告書とでは作成基準時が同一ではない上、有価証券報告書上の「主要株主の状況」とは必ずしも項目が一致しない場合もあり、完全に株主リストに代替するものとするのは困難であるが、流用することが可能な場合もあることから、法務省ホームページにおいて、同族会社等判定明細書と併せて、流用する場合の記載例を案内しているところである。 現在、多くの行政手続において、登記事項証明書の提出が必要とされているが、これは、会社は登記により法人格を取得し、登記事項証明書が会社の重要な事項を公示しているということを踏まえたものである。登記された事項については、登記官が所定の添付書面を基に審査してパスしたものが登記されるものであり事実上の推定力が働いていることから、民間の取引においても、登記事項証明書が信用され、重要な役割を果たしているものであり、ひとたび、不実の登記がされれば、会社財産の窃取や消費者被害等の重大な被害が発生しかねない。このような登記の性質上、登記は真実であることが強く求められている。 現に商業登記については、近年、真実性の確保の要請を強くされているところである。 しかしながら、法務省としても登記申請人の負担軽減は重要な課題と認識しており、登記の真実性を確保しつつ、お示しのあった入札・契約の簡素化における「添付情報ゼロ」を参考に、添付書面の削減について、検討していきたい。	－	【未反映】 前回(3月23日)回答のとおり、登記の真実性の確保の要請から登記の添付書面の削減等については、慎重な検討を要するものと考えているが、「同じ情報は一度だけの原則」に基づき、今後バックヤード連携が可能となる情報があればこれを受け入れられるよう検討を進めてまいりたい。

	論点メモにおける指摘事項		法務省からの回答	内閣官房IT総合戦略室/ 政府CIO補佐官の評価結果	改訂版の基本計画への反映内容
15	第2回 (3月23日)	(3)オンライン申請率 本人申請のオンライン申請率がほぼ0%である原因を分析されたい(大量に申請を行うことのない法人本人にとって、登記・供託オンライン申請システムの使い勝手が悪くないか等)。 また、オンライン申請率の目標値について、以下フォーマットに記入いただく形で回答いただきたい(3月中に記入・提出いただき、基本計画にも反映いただきたい)。	本人申請のオンライン申請率がほぼ0%である原因については、商業登記電子証明書を含め、電子証明書の普及が図られていないことが原因であると考えられる。 商業登記電子証明書については、現在、使い勝手の改善や利用コストの見直しを検討中であり、それらの取組により、大幅な普及促進を企図している。 平成30年度から実施予定の登記情報システムの更改において、登記事項証明書や印鑑証明書等に会社法人等番号を格納した二次元バーコードを印字する機能を開発する予定であり、登記・供託オンライン申請システムにおいても、この二次元バーコードを読み取ることで、オンライン申請の際の申請書に会社・法人の商号等を自動入力することができる機能を開発する予定である(平成32年度中の稼働予定)。	＜内閣官房IT総合戦略室＞ オンライン・ワンストップ化検討会に出席していただいている。	【反映済み】(基本計画2の1, 2の5) 商業登記電子証明書に係る取組については、上記資料「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」の「Ⅲ. 法人設立における印鑑届出を任意とする制度の実現」に盛り込まれている(P10～)。 また、登記情報システムの更改において、二次元バーコードの活用による受付情報及び記入情報の入力の自動化や処理状況の可視化を行う等の取組を行う(平成32年度中の運用開始)。
16	第2回 (3月23日)	(4)補正率 補正率が高い(代理人申請でも1割超、本人申請では2～3割)が補正を受けている原因を分析されたい。また、補正率の目標値について、以下フォーマットに記入いただく形で回答いただきたい(3月中に記入・提出いただき、基本計画にも反映いただきたい)。	東京法務局におけるサンプル調査(H28. 1)の結果、設立登記の補正内容(67件)は、申請書や「登記すべき事項」の記載誤りが29件、添付書面の遺漏が8件で、合計37／67件(55%)を占めた。 このため、設立登記については、「登記すべき事項」の作成支援機能、添付書面情報の事前確認機能の開発を予定している。 上記機能のほか、法務省ホームページの記載例の充実等により、補正率については、2020年3月までの2年間で20%削減、また、2022年3月までの2年間でさらに20%の削減を目指すこととしたい。	＜法務省CIO補佐官＞ (サンプル調査について) 補正のサンプル調査の件数が69件ということだが、その程度の件数では、統計的な有意な結果とはいえない。また、施策の妥当性を確認するためには、個々の事例ごとに、不備の原因と、防止対策との因果関係を整理し、どの防止対策がどの種の不備に有効かを明確にカウントしなければ、効果がつかめないはず。 (システム機能の開発について) 申請書情報の作成支援だけでは、防止対策効果が限られる。定款の記載内容と申請書記入内容の不整合が起きないように対策でなければ本質的な解決策にはならないのではないか。	【一部反映済み】(基本計画2の4) 基本計画には、「登記すべき事項」作成支援機能及び添付書面情報の事前確認機能の開発について記載したところ、CIO補佐官からの意見を踏まえて、サンプル調査の方法・件数を見直すほか、申請人が入力したデータによって、電子定款と登記すべき事項の双方を作成することが可能となる機能を開発する予定である。
17	第2回 (3月23日)	(5)電子公告 低コストかつ安全(改ざん防止及びセキュリティ)な方法で、電子公告を行う方法について、内閣官房IT総合戦略室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、検討いただきたい。	改ざんすることができない公共のサーバーを利用した電子公告を会社法上許容するか否かについては、電子公告調査機関の調査を不要とするに足りるだけの安全性等としてどの程度のものを必要とすべきであるかや、そのような安全性等を備えた公共のサーバーを準備する実現性やそれに要するコスト等を踏まえた慎重な検討が必要であると認識している。	—	【未反映】 2月15日及び3月23日のヒアリングでも回答したとおり、改ざんすることができない公共のサーバーを利用した電子公告を会社法上許容するか否かについては、慎重な検討が必要であると認識している。
18	第2回 (3月23日)	3. コスト計測について 「行政手続部会とりまとめ」の考え方に従い、「行政内部の処理時間」を含めず、「事業者の作業時間」を記載頂きたい。	御指摘を踏まえて、次回の計測から「事業者の作業時間」を計測し、記載することとしたい。	—	【反映済み】(基本計画3の2, 別添3)
19	第2回 (3月23日)	4. その他 商業登記電子証明書の累計発行数について、前回の当検討チームにおいて累計約90万件とのご報告をいただいた。他方で、証明書の有効期間は最長27か月であることから、平成30年3月時点で有効なものは最大でも25万件程度と推測される。平成30年3月時点で有効な商業登記電子証明書の数について、法務省で把握している直近の値をお示しいただきたい。	平成30年2月末時点における有効な商業登記電子証明書は29, 151件である。	—	—